

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年3月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・統計報告資料作成・データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種法による給付の支給に用いる公的給付支給等口座情報の取得 ③情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	予防接種 ・接種の対象者の選定を行い、条件に該当した住民情報の表示と接種券発行等を行う。 ・医療機関または実施取りまとめ機関より返送された予診票等の内容を接種実績として登録する。 ・個人ごとの接種実績の参照及び接種証明書の発行を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管期限切れの情報を削除する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4	
①システムの名称	統合宛名(連携)システム
②システムの機能	① 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 ② 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。 ③ 情報照会機能(他機関へ問い合わせをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下、「番号法別表主務省令」という）第10条 ・番号法第19条第6号
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という）第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表14の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第29条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第31条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に規定する接種対象者のうち、高岡市内に居住する者及び予防接種歴のある者	
その必要性	予防接種対象者の管理及び予防接種状況を管理するため。	
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	識別情報:対象者を正確に把握するために保有する。 連絡先等情報:法定記載項目のため保有する。また、対象者の接種券等の送付先把握のために保有する。 業務関係情報:予防接種情報は、予防接種の適切な実施並びに管理をするため保有する。	
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	福祉保健部 健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、社会福祉課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 情報提供ネットワークシステムを利用する機関 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 情報提供ネットワークシステムを利用する機関 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ワクチン接種記録システム(VRS) ）
③使用目的 ※		予防接種対象者を的確に把握し、予防接種記録を正確に管理するため。
④使用の主体	使用部署	福祉保健部 健康増進課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 予防接種対象者の把握 2 対象者の接種券作成、通知 3 予防接種の実績に関する記録の作成・管理 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	個人番号の提示があった際に、健康管理システムにおいて真正性の確認を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
健康管理システム運用保守業務	
①委託内容	
システム運用保守業務	
②委託先における取扱者数	10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
(株)インテック	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない	
再委託する 2) 再委託しない	
委託事項2～5	
委託事項2	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない	
再委託する 2) 再委託しない	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (5) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第28条で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第28条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度
提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第155条で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第155条で定めるもの

④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第156条で定めるもの
③提供する情報	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第156条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		

移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータ保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	
＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを使用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〈予防接種情報ファイル〉

- ・健管番号
- ・予防接種区分
- ・接種日
- ・接種医療機関
- ・製造メーカー
- ・ロット番号
- ・接種量
- ・接種区分
- ・接種回数
- ・登録日
- ・検査日(風しん抗体検査)
- ・健診機関(風しん抗体検査)
- ・検査方法(風しん抗体検査)
- ・結果(抗体価)(風しん抗体検査)
- ・結果(判定)(風しん抗体検査)
- ・検査番号(風しん抗体検査)

〈住民記録ファイル〉

- ・氏名
- ・氏名ふりがな
- ・生年月日
- ・住所
- ・性別
- ・異動情報
- ・外国人国籍名

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券便号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・庁内連携による他の業務システムからの入手については、法令等に基づくものに制限した上で、入手元システムからのデータを参照し、必要な情報のみ画面に表示させることで不必要な情報の入手を防止している。 ・窓口において届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・特定個人情報を含む資料を入手するときは、担当者間の二重チェックをする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	他課からデータをもらうときは、必要項目のみに絞って申請し、他の情報は使用しないようにしている。 マイナンバーの照会については、個人番号利用事務を担当する者のみに権限を付与している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない

	・健康管理システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワード認証を行っている。 ・ICカードによる二要素認証を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。
具体的な管理方法	
その他の措置の内容	アクセス権限の発行・失効の管理 ・職員の採用・異動の際に必要な最小限の権限を付与し、必要以上の情報参照ができないようにしている。 ・退職や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 ・当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱については、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部データを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入力し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・再委託の禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複写又は複製の禁止 ・秘密の保持 ・資料等の返却・廃棄	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認をしている。 ・庁舎から書類を持ち出す場合は、枚数を確認し、鍵付きのケースで複数人で運び、作業終了時にすべて返却されているか確認している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供・移転を行うこととしている。 ・研修への参加等を通して情報セキュリティに対する意識を高め、個人情報の適切な取り扱いの徹底を図っている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

☐ 接続しない(提供)

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	〈団体内統合宛名(連携)システムにおける措置〉 ・中間サーバーへの情報連携及び情報提供ネットワークを介して他団体への照会を行うものである。番号法に則したアクセス権が設定されており、事務毎に提供される情報が限定されている。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
---------------------	--

[	十分である	]	<	選択肢>	>	
			1)	特に力を入れている	2)	十分である
			3)	課題が残されている		

リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	〈団体内統合宛名（連携）システムにおける措置〉 ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。番号法第19条第8号に基づく主務省令で定められた事務以外において、情報提供することはできない。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。
---------------------	--

個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。

・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスができないよう管理を行うことで安全性を確保している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	〈既存システムにおける措置〉 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	健康増進課に配置された職員に対し、初任時及び一定期間ごとに個人情報保護に関する研修を実施するとともに、その記録を残している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達点の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 総務部 総務課 0766-20-1242
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
②対応方法	

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月10日	I 1. ②事務の内容	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・統計報告資料作成・データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。))の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・統計報告資料作成・データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。))の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事前	令和4年6月のデータ標準レイアウト改版による新型コロナウイルスワクチン接種情報の情報連携の開始
令和3年11月10日	I 2. システム4 ①システムの名称		統合宛名(連携)システム	事後	見直しによる
令和3年11月10日	I 2. システム4 ②システムの機能		① 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 ② 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。 ③ 情報照会機能(他機関へ問い合わせをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。	事後	見直しによる
令和3年11月10日	I 2. システム4 ③他のシステムとの接続		[○]宛名システム等 [○]その他(中間サーバー)	事後	見直しによる
令和3年11月10日	I 4. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法の改正による
令和3年11月10日	I 5. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(注)及び別表第二 令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第7号ではなく、第19条第8号となりますのでご注意ください。 (別表第二における情報提供の根拠) ・16の2、16の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・16の2、17、18、19	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2の項、16の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2 <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	番号法の改正による
令和3年11月10日	II 5. 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(注) 別表第二 16の2の項、16の3の項 (注)令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第7号ではなく第19条第8号となる。	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項	事後	番号法の改正による
令和3年11月10日	II 5. 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第15号	番号法第19条第16号	事後	番号法の改正による

令和3年11月10日	Ⅱ（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報（氏名、生年月日、性別） ・接種状況（実施/未実施） ・接種回（1回目/2回目） ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類（※） ・製品名（※） ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※） ・証明書ID ・証明書発行年月日 ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報（氏名、生年月日、性別） ・接種状況（実施/未実施） ・接種回（1回目/2回目/3回目） ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類（※） ・製品名（※） ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※） ・証明書ID（※） ・証明書発行年月日（※） ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事前	見直しによる
令和3年11月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法第19条の号数の誤り
令和3年11月10日	V 1. 基礎項目評価①実施日	2021/8/2	2021/11/1	事後	見直しによる
令和4年2月25日	I 2. システム3 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅱ 3. ②入手方法	[○]その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	[○]その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅱ 3. ⑤使用方法	1 予防接種対象者の把握 2 対象者の接種券作成、通知 3 予防接種の実績に関する記録の作成・管理 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	1 予防接種対象者の把握 2 対象者の接種券作成、通知 3 予防接種の実績に関する記録の作成・管理 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更
令和4年2月25日	Ⅱ 3. ⑤使用方法 情報の突合	個人番号の提示があった際に、健康管理システムにおいて真正性の確認を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村からの個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。 （転出先市区町村にて、本人からの個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う）	個人番号の提示があった際に、健康管理システムにおいて真正性の確認を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村からの個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更
令和4年2月25日	Ⅱ 4. 委託事項2	ワクチン接種記録システム	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅱ 4. 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始

令和4年2月25日	Ⅱ 6保管場所 ※	株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータ保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータ保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅲ2. リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼発行接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手防止をする。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するための、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼発行接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するための、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅲ2. リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始

令和4年2月25日	Ⅱ2. リスク: 目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 - 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSIにおいての真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅱ2. リスク: 目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体 管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱については、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部データを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体 管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱については、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部データを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更
令和4年2月25日	Ⅲ3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更

令和4年2月25日	Ⅲ 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	健康増進課に配置された職員に対し、初任時及び一定期間ごとに個人情報保護に関する研修を実施するとともに、その記録を残している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	健康増進課に配置された職員に対し、初任時及び一定期間ごとに個人情報保護に関する研修を実施するとともに、その記録を残している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	デジタル庁の発足による
令和4年2月25日	Ⅲ 7. その他の措置の内容	〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗難防止の対応をしている。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅲ 4. その他の措置の内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規程 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規程 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用の変更 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始
令和4年2月25日	Ⅲ 10. その他のリスク対策	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項に同意のうえ、第7条(情報到達点の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項に同意のうえ、第7条(情報到達点の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	デジタル庁の発足による
令和4年5月12日	Ⅱ 3. ⑤情報の突合	個人番号の提示があった際に、健康管理システムにおいて真正性の確認を行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	個人番号の提示があった際に、健康管理システムにおいて真正性の確認を行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用追加による
令和4年5月12日	Ⅱ 5. 提供先2③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	市区町村コード及び転入者の個人番号	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用追加による

令和4年5月12日	Ⅲ2. リスクに対する措置の内容	・庁内連携による他の業務システムからの入手については、法令等に基づくものに制限した上で、入手元システムからのデータを参照し、必要な情報のみ画面に表示させることで不必要な情報の入手を防止している。 ・窓口において届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・特定個人情報を含む資料を入手するときは、担当者間の二重チェックをする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼発行接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・庁内連携による他の業務システムからの入手については、法令等に基づくものに制限した上で、入手元システムからのデータを参照し、必要な情報のみ画面に表示させることで不必要な情報の入手を防止している。 ・窓口において届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・特定個人情報を含む資料を入手するときは、担当者間の二重チェックをする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼発行接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用追加による
令和4年5月12日	Ⅲ2. リスクに対する措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するための、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の	②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の	事後	VRSIによる他自治体への接種記録照会の運用追加による
令和4年5月12日	Ⅲ4. その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規程 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用開始による
令和4年5月12日	Ⅳ1. ①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 総務部 総務課 0766-20-1242	事後	電話番号変更による
令和4年5月12日	Ⅳ2. ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239	事後	組織改編による
令和4年7月6日	Ⅰ2. システム3 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による

令和4年7月6日	Ⅱ 3. ②入手方法	〔○〕その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	〔○〕その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅱ 4. 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅱ 4. 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅱ 6. 保管場所※	株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータ保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータ保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 ・申請情報を記録しないこととしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅲ 2. リスクに対する措置の内容	・庁内連携による他の業務システムからの入手については、法令等に基づくものに制限した上で、入手元システムからのデータを参照し、必要な情報のみ画面に表示させることで不要な情報の入手を防止している。 ・窓口において届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・特定個人情報を含む資料を入手するときは、担当者間の二重チェックをする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼発行接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	・庁内連携による他の業務システムからの入手については、法令等に基づくものに制限した上で、入手元システムからのデータを参照し、必要な情報のみ画面に表示させることで不要な情報の入手を防止している。 ・窓口において届出内容や本人確認書類の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・特定個人情報を含む資料を入手するときは、担当者間の二重チェックをする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼発行接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による

令和4年7月6日	Ⅲ2. リスクに対する措置の内容	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置)	〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 - 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 - 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置)	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSSにおけるの真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSSにおけるの真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置)		・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 - また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による

令和4年7月6日	Ⅲ4. その他の措置の内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅲ7. その他の措置の内容	〈既存システムにおける措置〉 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	〈既存システムにおける措置〉 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 〈ワクチン接種記録システムにおける措置〉 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年7月6日	Ⅲ7. その他の措置の内容	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による

令和4年7月6日	Ⅲ 7. その他の措置の内容		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施による
令和4年9月22日	Ⅰ 1. ②事務の内容	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・統計報告資料作成・データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・統計報告資料作成・データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種法による給付の支給 ③情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事前	公的給付支給等口座登録簿関係情報の情報連携の開始による
令和4年9月22日	Ⅱ (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	〈予防接種情報ファイル〉 ・健管番号 ・予防接種区分 ・接種日 ・接種医療機関 ・製造メーカー ・ロット番号 ・接種量 ・接種区分 ・接種回数 ・登録日 ・検査日(風しん抗体検査) ・健診機関(風しん抗体検査) ・検査方法(風しん抗体検査) ・結果(抗体価)(風しん抗体検査) ・結果(判定)(風しん抗体検査) ・検査番号(風しん抗体検査) 〈住民記録ファイル〉 ・氏名 ・氏名ふりがな ・生年月日 ・住所 ・性別 ・異動情報 ・外国人登録名	〈予防接種情報ファイル〉 ・健管番号 ・予防接種区分 ・接種日 ・接種医療機関 ・製造メーカー ・ロット番号 ・接種量 ・接種区分 ・接種回数 ・登録日 ・検査日(風しん抗体検査) ・健診機関(風しん抗体検査) ・検査方法(風しん抗体検査) ・結果(抗体価)(風しん抗体検査) ・結果(判定)(風しん抗体検査) ・検査番号(風しん抗体検査) 〈住民記録ファイル〉 ・氏名 ・氏名ふりがな ・生年月日 ・住所 ・性別 ・異動情報 ・外国人登録名	事後	見直しによる
令和4年9月22日	Ⅱ (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	見直しによる
令和4年9月22日	V 1. 基礎項目評価①実施日	2021/11/1	2022/9/1	事後	見直しによる

令和5年3月3日	Ⅱ（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	〈予防接種情報ファイル〉 ・健管番号 ・予防接種区分 ・接種日 ・接種医療機関 ・製造メーカー ・ロット番号 ・接種量 ・接種区分 ・接種回数 ・登録日 ・検査日（風しん抗体検査） ・健診機関（風しん抗体検査） ・検査方法（風しん抗体検査） ・結果（抗体価）（風しん抗体検査） ・結果（判定）（風しん抗体検査） ・検査番号（風しん抗体検査） 〈住民記録ファイル〉 ・氏名 ・氏名ふりがな ・生年月日 ・住所 ・性別 ・異動情報 ・外国人国籍名	〈予防接種情報ファイル〉 ・健管番号 ・予防接種区分 ・接種日 ・接種医療機関 ・製造メーカー ・ロット番号 ・接種量 ・接種区分 ・接種回数 ・登録日 ・検査日（風しん抗体検査） ・健診機関（風しん抗体検査） ・検査方法（風しん抗体検査） ・結果（抗体価）（風しん抗体検査） ・結果（判定）（風しん抗体検査） ・検査番号（風しん抗体検査） 〈住民記録ファイル〉 ・氏名 ・氏名ふりがな ・生年月日 ・住所 ・性別 ・異動情報 ・外国人国籍名	事後	見直しによる
令和5年3月3日	Ⅱ（別添1）特定個人情報ファイル記録項目	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報（氏名、生年月日、性別） ・接種状況（実施/未実施） ・接種回（1回目/2回目/3回目/4回目） ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類（※） ・製品名（※） ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券便号）（※） ・証明書ID（※） ・証明書発行年月日（※） ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目〉 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報（氏名、生年月日、性別） ・接種状況（実施/未実施） ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類（※） ・製品名（※） ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券便号）（※） ・証明書ID（※） ・証明書発行年月日（※） ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	見直しによる
令和5年3月3日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 - 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 - 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	VRS自治体メニューの管理機能実装による

令和5年3月3日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSIにおいての真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSIにおいての真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事前	VRS自治体メニューの管理機能実装による
令和5年3月3日	Ⅲ2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 - また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 - また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	VRS自治体メニューの管理機能実装による
令和5年3月3日	Ⅲ3. 具体的な管理方法	・健康管理システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワード認証を行っている。 ・ICカードによる二要素認証を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	・健康管理システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワード認証を行っている。 ・ICカードによる二要素認証を行う。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事前	VRS自治体メニューの管理機能実装による

令和5年3月3日	Ⅲ 3. その他の措置の内容	アクセス権限の発行・失効の管理 ・職員の採用・異動の際に必要な最小限の権限を付与し、必要以上の情報参照ができないようにしている。 ・退職や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	アクセス権限の発行・失効の管理 ・職員の採用・異動の際に必要な最小限の権限を付与し、必要以上の情報参照ができないようにしている。 ・退職や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。 〈ワクチン接種記録システムにおける追加措置〉 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 ・当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事前	VRS自治体メニューの管理機能実装による
令和5年3月3日	Ⅲ 3. その他の措置の内容		・当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	事前	VRS自治体メニューの管理機能実装による
令和6年5月27日	I. 1. ②事務の内容	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・統計報告資料作成・データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種法による給付の支給に用いる公的給付支給等口座情報の取得 ③情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・統計報告資料作成・データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、「行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種法による給付の支給に用いる公的給付支給等口座情報の取得 ③情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による
令和6年5月27日	I. 2. システム3. ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付およびコンビニ交付の終了による
令和6年5月27日	I. 4. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 ・番号法別表14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「番号法別表主務省令」という)第10条 ・番号法第19条第6号	事後	番号法および主務省令の改正による 臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による

令和6年5月27日	I. 5. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2の項、16の3の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2 〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という)第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表14の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第29条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第31条	事後	番号法および主務省令の改正並びに番号法の制定による
令和6年5月27日	II. 3. ②入手方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付およびコンビニ交付の終了による
令和6年5月27日	II. 3. ⑤使用方法	1 予防接種対象者の把握 2 対象者の接種券作成、通知 3 予防接種の実績に関する記録の作成・管理 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	1 予防接種対象者の把握 2 対象者の接種券作成、通知 3 予防接種の実績に関する記録の作成・管理 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による
令和6年5月27日	II. 3. ⑤. 情報の突合	個人番号の提示があった際に、健康管理システムにおいて真正性の確認を行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	個人番号の提示があった際に、健康管理システムにおいて真正性の確認を行う。	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による
令和6年5月27日	II. 4. 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付およびコンビニ交付の終了による
令和6年5月27日	II. 4. 委託事項2. ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付およびコンビニ交付の終了による
令和6年5月27日	II. 5. 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(3件)	[○]提供を行っている(5件)	事後	見直しによる
令和6年5月27日	II. 5. 提供先	都道府県知事又は市町村長	市町村長	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	II. 5. 提供先1. ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による

令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先１．②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条で定めるもの	事後	主務省令の制定による
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先１．③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条で定めるもの	事後	主務省令の制定による
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先２	市区町村長	都道府県知事	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先２．①法令上の根拠	番号法第19条第16号	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先２．②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第28条で定めるもの	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先２．③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第28条で定めるもの	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先２．⑥提供方法	〔○〕その他（ワクチン接種記録システム（VRS））	〔○〕情報提供ネットワークシステム	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先２．⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報照会のあった都度	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先３		都道府県知事又は市町村長	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先３．①法令上の根拠		番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先３．②提供先における用途		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第155条で定めるもの	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先３．③提供する情報		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第155条で定めるもの	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先３．④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先２．⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2．基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先３．⑥提供方法		〔○〕情報提供ネットワークシステム	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先３．⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報照会のあった都度	事後	臨時接種の新型コロナウイルス予防接種の終了による見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４		厚生労働大臣	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４．①法令上の根拠		番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４．②提供先における用途		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第156条で定めるもの	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４．③提供する情報		予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第156条で定めるもの	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４．④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４．⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2．基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４．⑥提供方法		〔○〕情報提供ネットワークシステム	事後	見直しによる
令和6年5月27日	Ⅱ．５．提供先４．⑦時期・頻度		情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報照会のあった都度	事後	見直しによる

令和6年5月27日	Ⅱ. 6. 保管場所	株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータ保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	株式会社インテック 富山データセンター内に保管している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータ保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付およびコンビニ交付の終了による
令和7年1月24日	V 1. 基礎項目評価①実施日	令和6年5月27日	令和7年1月24日	事前	見直しによる